

岩手県告示第369号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨東北地方整備局岩手河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

令和元年10月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 八幡平市平笠及び滝沢市後
- 2 公共測量を実施する期間 令和元年10月15日から令和2年2月28日まで
- 3 実施する公共測量の種類 航空写真測量（地図情報レベル500）